

平成24年7月31日(火)
於 栃木県公館 大会議室

第159回栃木県都市計画審議会 議 事 録

1. 開催日 平成24年7月31日(火)

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 19名

鈴木委員、築瀬委員、
永井委員、尾立委員、
荘司委員、戸室委員、
島崎委員、西崎委員、
神谷委員(代)、下保委員(代)、
佐藤委員(代)、坪田委員(代)、
斎藤委員、小菅委員、
一木委員、螺良委員、
梶委員、板橋委員、
中山委員

※(代)は代理出席であり、2号委員(関係行政機関の職員)については、
栃木県都市計画審議会規程により代理出席が認められております。

午後2時1分 開会

○事務局 ただいまから第159回栃木県都市計画審議会を開会いたします。

開会に当たり、県を代表して熊倉県土整備部長から御挨拶申し上げます。

○熊倉県土整備部長 皆様こんにちは。県土整備部長の熊倉でございます。第159回栃木県都市計画審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

永井会長をはじめ委員の皆様には、大変暑い中、またお忙しい中、本審議会に出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より県土整備行政の推進につきまして御支援、御協力を賜っておりますことに、この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、現在、都市計画行政を取り巻く情勢は大変厳しいものがあります。今の新都市計画法が昭和44年に施行されたわけでございますが、このときと大分情勢が違いまして、人口がだんだん減って本格的な高齢社会になっている中で、都市計画は今、「コンパクトシティ」に向かっています。これは、御案内のように中心市街地から店がどんどん出て郊外部に移っているなか、中心市街地にまた賑わいを取り戻して暮らしやすい生活ができる都市計画行政を展開しているわけでございます。

そういう中で、今回の2つの案件、線引きである「足利佐野都市計画区域区分の変更」と「宇都宮都市計画道路の変更」は、将来とも栃木県が持続的に発展し、快適に暮らせる環境をつくっていきたいということで付議したものでございます。ぜひ委員の先生方には慎重な御審議をお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○事務局 議事に入ります前に、委員に異動がございましたので、新しく委員になられた方を御紹介申し上げます。

1号委員として新たに任命されました小山工業高等専門学校教授の尾立弘史委員でございます。(挨拶)

同じく1号委員で任命されました弁護士の荘司円香委員でございます。(挨拶)

同じく1号委員で任命されました栃木県商工会連合会理事の西崎将晴委員でございます。(挨拶)

続いて、2号委員として新たに任命されました農林水産省関東農政局長の佐藤和彦委員でございます。本日都合により代理出席となっております。(代理・挨拶)

4号委員として新たに任命されました栃木県議会議員の螺良昭人委員でございます。(挨拶)

5号委員として新たに任命されました栃木県市議会議長会会長 那須烏山市議会議長の中山五男委員でございます。(挨拶)

以上で、今回新たに委員となられた方の御紹介を終わります。

これより本日の議事に入りたいと思います。

本日は、委員21名のうち出席者は19名で、栃木県都市計画審議会条例第5条の規定による定足数に達しましたことを御報告いたします。

それでは、永井会長よろしくお願いたします。

○議長 本日は第159回栃木県都市計画審議会を開催しましたところ、御多用中にもかかわらず皆様御出席いただきましてありがとうございます。

議事録署名委員は、築瀬委員と島崎委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

審議に入ります。本日の案件は、お手元の「第159回栃木県都市計画審議会 議案の概要」にございますように、「足利佐野都市計画区域区分の変更について」「宇都宮都市計画道路の変更について」の付議案件と、1件の報告がございます。

本日は傍聴者の方が2名おられます。傍聴を認めることといたします。傍聴される方は、傍聴要領に従い、会議が円滑に進むように御協力をお願いいたします。

.....

○議長 それでは、第1号議案「足利佐野都市計画区域区分の変更について」を議題といたします。幹事から説明をお願いします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 第1号議案「足利佐野都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。お手元の資料「第159回栃木県都市計画審議会 議案書」を御覧ください。議案書の1ページから3ページまでが本議案でございます。

本議案は、議案書3ページの位置図に示しております佐野市岩崎地区、面積約23.5haにおきまして、土地区画整理事業による計画的な基盤整備が行われることが確実にになりましたことから、今回、工業地として市街化区域へ編入しようとするものでございます。

まず、本地区における都市計画のこれまでの経緯について御説明いたします。本地区は、昨年実施いたしました区域区分の定期見直し、いわゆる定期線引き見直しの対象箇所に位置づけておりましたが、土地区画整理事業の都市計画決定に必要な「環境影響評価」が完了していなかったことから、本地区については市街化区域への編入を保留しておりました。このたび、環境影響評価の完了等により市街化区域編入にかかわる条件が整いましたことから、本審議会に付議するものでございます。

それでは、本地区の市街化区域編入について御説明いたしますので、お手元に配付しました「第159回栃木県都市計画審議会 参考資料」を御覧ください。参考資料の1ページから3ページに記載しております5つの観点から、本地区の市街化区域への編入について御説明をさせていただきます。

まず、参考資料1ページを御覧ください。1点目の都市計画における「上位計画の位置付け」ですが、資料の上側に四角で囲ってある部分は、佐野市が策定いたしました「佐野市都市計画マスタープラン」でして、岩崎地区を「新たな産業振興拠点の形成を図る地区」としています。また、次の四角になります。県が決定いたしました「足利佐野都市計画区域マスタープラン」においては、「工業地」並びに「優れた立地条件を生かした企業誘致を図る地区」として位置づけております。なお、資料最下段の「具体的な取り組み事業」に記載しております「佐野田沼インター周辺地区」及び「西浦・黒袴地区」については、昨年実施した区域区分の定期見直しにおいて、条件が整っていることから、市街化区域に編入したところでございます。

次に資料の2ページを御覧ください。2点目は「工業地としての位置の優位性」ですが、本地区は、北関東自動車道の佐野田沼インターチェンジから約2kmに位置しており、本地区と国道293号を結ぶ県道作原田沼線岩崎バイパスが来年度には全線供用予定であるなど、交通のアクセス性に優れた地区でございます。

次に資料の3ページを御覧ください。3点目は「周辺土地利用への影響」ですが、本地区の開発に関しては、現況の土地利用状況は農地と山林等ですが、農業等との土地利用の調整は済んでおり、また、地区は一級河川旗川や山林などに囲まれており、独立した地域として土地利用が可能であることから、周辺の土地利用への影響はない区域でございます。

なお、佐野市が実施した環境影響評価の結果から、「土地区画整理事業による工業系開発が環境に与える影響は軽微であり、必要な環境保全措置を講じることで、特に問題はない」との報告が佐野市からなされております。

4点目は「市街化区域としての一団性」ですが、本地区は、既成市街地と連続しないいわゆる飛び市街地となりますが、面積が一団性の概ねの規模とされている20haを超える約23.5haであることから、適正な工業地として市街地の規模が確保されております。

5点目は「計画的な基盤整備が行われることの確実性」ですが、本地区におきましては先月28日に佐野市都市計画審議会において「土地区画整理事業の決定」が承認されたところでございます。

なお、本地区に関連する一連の都市計画決定の手続におきまして、事業に反対する旨の意見書の提出はなく、また、土地区画整理事業については権利者全員が合意しているとのことですので、産業団地造成としての事業の実施は確実であり、かつ円滑に進められる状況となっております。

以上5つの観点を踏まえ、都市計画としての位置づけが整いましたことから、本地区を工業地として市街化区域へ編入するものでございます。

以上が第1号議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 この件につきまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、原案どおり議決することに御意義はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 それでは、原案どおり議決いたします。

.....

○議長 第2号議案「宇都宮都市計画道路の変更について」を議題といたします。幹事から説明をお願いします。

○幹事(栃木県都市計画課長) 第2号議案「宇都宮都市計画道路の変更について」御説明いたします。

お手元の「議案書」を御覧ください。議案書の4ページから6ページまでが本議案でございます。

本案件は、議案書6ページの総括図に示しております宇都宮都市計画道路3・4・102号宇都宮日光線及び3・4・106号塙田平出線について、土地区画整理事業の事業化に伴い、一部区間の幅員を20mから25m及び26mに拡幅変更しようとするものでございます。

まず、この2路線の概要でございますが、議案書6ページの図面で説明させていただきます。図面の中央左側から南北方向に赤い実線で示しておりますのが宇都宮日光線でございます。この路線は、宇都宮市不動前5丁目を起点とし、下金井町までを連絡する延長約9,670mの幹線街路でございます。次に塙田平出線ですが、東西方向に赤い実線で示しております。本路線は、宇都宮市小幡1丁目を起点とし、平出工業団地までを連絡する延長約4,980mの幹線街路でございます。

今回変更しようとするこの2路線は、宇都宮市が平成22年4月に策定いたしました「宇都宮市都市計画マスタープラン」におきまして、市街地交通の円滑化、効率的な都市活動を図るための3環状線として位置づけた外環状線、内環状線及び都心環状線のうち、都心環状線の一部を構成する都市計画道路でございます。

それでは、参考資料4ページを御覧ください。左上の「1 総括図」が地区を拡大したものですが、この図面の中で赤色の点線が今回変更しようとする2路線の変更部分、水色の二重破線で取り囲んでありますのが都心環状線の位置づけを示したものでございます。また、紫色の枠で囲った範囲は、昭和41年10月に小幡・清住土地区画整理事業として都市計画決定された施行区域約16.9haを示しております。

次に、右上の「3 新旧対照図」の「(1) 平面図」を御覧ください。灰色で着色されているのが現在の幹線道路の整備状況でございますが、現道である市道清住町通りは、幅員8mで歩道もなく、朝夕の通勤時間帯など交通渋滞が恒常化しており、また、地区内においては都市計画道路が未整備の箇所でございます。今回の変更は、宇都宮日光線の大通りから松原塙田線までの延長約620mの区間及び塙田平出線の起点から県庁西通りまでの延長約540mの区間について、現決定は青色の区域ですが、赤色の区域に拡幅変更を行うものでございます。

まず、この2路線の現在の都市計画道路の幅員でございますが、右下の「(2) 横断図」「現都市計画決定」を御覧ください。現在の都市計画決定は、2路線とも、4車線の車道と両側に3mの歩道を設置することとして、全幅員20mで都市計画決定されております。

今回の変更に関する内容でございますが、まず、車線数につきましては、1日当たりの自動車交通量が宇都宮日光線においては約2万7,800台、塙田平出線においては約2万台ございまして、将来の自動車交通量も現在と同程度見込まれることから、4車線が必要な状況に変更はございませんので、4車線を確保するという計画内容でございます。

次に、歩道幅員につきましては、歩行者や自転車などの多様な利用者が安全に安心して通行できる道路空間が求められていることから、両側に4.5mの自転車歩行車道を設けることを基本といたしました。

さらに、都心環状線を構成する「区間A及びC」につきましては、良好な都心環境を創出する緑化を行うために、歩道の両側に植樹帯用に0.5mを追加することで、自転車歩行車道の幅員を5mとしております。これにより、「区間A及びC」の都心環状線を構成する部分については、現在の20mの幅員を26mに計画変更するものでございます。

また、上の「区間B」につきましては、土地区画整理事業が予定されておきまして、区画道路や現道の清住町通りと交差する交差点が連続することから、4車線のほか右折レーンを設けることとしております。両側には基本となる4.5mの自転車歩行車道を設置しますので、合計して、道路幅員は現在の20mを25mに変更するものでございます。

なお、今回の変更につきましては、都市計画道路を整備する事業手法は、小幡・清住土地区画整理事業で整備する予定です。小幡・清住土地区画整理事業が年度内の事業着手に向けて地元との合意形

成が概ね整ったことから、関係する2路線の幅員を拡幅変更しようとするものでございます。

この道路の変更案につきましては、本年6月5日から2週間公衆の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。また、この変更案につきまして、宇都宮市から7月18日付けで「異なる」旨の回答を得ております。

以上が第2号議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。この件につきまして御質問、御意見がございましたらお願いします。

○委員 2点お伺いします。1点目、最初に都市計画決定されたのは昭和41年とおっしゃいました。随分時間が経ちました。それだけ時間をかけて実現できなかったということは、いろいろ問題があったのだらうと思います。それが今回動き出したということで、本当に事業化が大丈夫なのか、教えていただきたいと思ひます。

もう1点は、都市計画決定の本質からちょっとずれるかもしれませんが、私が聞き及んだところでは、宇都宮市は自転車を利用して自転車のまちづくりを進められていると聞いております。非常に立派な自転車歩行車道をつくられていますが、都心環状線を含めて自転車のネットワークをどのようにお考えなのか、補足的に教えていただければと思ひます。以上2点でございます。

○幹事（栃木県都市計画課長） まず1点目の小幡・清住土地区画整理事業実施の確実性ですが、先ほど御説明したように、昭和41年10月に都市計画決定を行ったところですが、当時は事業化に向けて合意形成がなかなか図れず、現在まで至ったわけでございます。その中で、世代交代が進んで、今住んでいるまち自体を住みやすく良好な環境とするためにはどうしたらいいのだろうかという機運が、地元関係者から盛り上がりました。具体的には、平成21年2月に地元で「まちづくり協議会」が発足し、その中で、この地区をどのように整備していくべきかという整備計画とあわせて、「提案書」というものが作成されました。その提案書に基づいて、宇都宮市で事業化に向けた検討を進めてきております。具体的には、提案書を受けて、平成23年度以降、土地区画整理事業区域内の全関係者に全体説明会を2回、さらには地区内を14ブロックに分けておりますので、ブロックごとに合計延べ14回の地元説明会を行い、地元で求められている将来残すべきものと、まちづくりの中でこういうまちをつくりたいという方向性について概ね合意形成が図られてきましたので、今回事業化するということで、土地区画整理事業の準備についても同時に進めている状況でございます。

参考までに、宇都宮市で地区内のアンケートをとった結果がございすが、7割の権利者の方から生活環境の改善や防災面からの整備を望む声がありました。昭和41年以降の取り組みの中で、直近で事業化に踏み切るという判断をし、合意形成を図ったというのが状況の説明でございます。

2点目の自転車道のネットワークですが、自転車の走行環境については、近年、宇都宮市が先行して計画を立てて取り組んでおりますが、自転車を利用する人の割合は、全国平均15%に対して、宇都宮市は20%と利用率が高いまちです。さらに市内の高校に通学する自転車通学者の割合は、約8割が自転車通学をしているという自転車はかなり多い都市でございます。そのような中で、自転車の利用が多いほかに、都市におけるCO2削減つまり環境にやさしい移動手段であることや健康面から自転車が注目されておまして、自転車走行環境改善を図ることが重大な取り組み事項となってきて

おります。

現在、市及び県で取り組んでいる自転車環境の整備につきましては、市街地内の自転車等の交通量の多い駅周辺や高校周辺において、広幅員の歩道については自転車と歩行者を分離するという事で、センターに白線を引くなど視覚的に分離するような分離方法、あるいは、車道と歩道の間の路肩を水色でカラー舗装して自転車通行帯を示す事業を実施しているところです。さらには、本議案のように近々整備が見込まれる都市計画道路においては、自転車ネットワークを確保する観点から、必要な見直しの中で、今回のような拡幅変更の取り組みをしております。

以上のように、安全安心な自転車走行環境の確保ができる、さらにはネットワークの構築に向けて、カラー舗装等の事業とあわせて、道路や都市計画等の計画面から環境整備を進めていくという方針で取り組んでいるところでございます。

○委員 小幡・清住地区の土地区画整理事業は、今は国も地方公共団体も公共投資する余力が急速になくなっている状況ですから、世代交代とおっしゃられましたが、土地区画整理事業をやる最後のチャンスかと思えます。ぜひ実現させていただきたい。

○議長 特に小幡・清住地区の土地区画整理事業は、私がこちらに来たときからずっと懸案だったものが、いよいよ動き始めたということで、評価できる事業ではないかと思えます。

私から伺いたいのですが、街路の連続性ということでは、南は新しくできたところにぶつかるのでいいと思いますが、区間Bの北側と東側の県庁前通りはどういう予定があるのかお話しいただけますか。

○幹事（栃木県都市計画課長） 区間Cより県庁側と、区間Bより北側ですね。まず、区間Cの先の県庁周辺につきましては、県庁周辺の土地利用ということで、庁舎を建て替えたときに暫定形で道路整備が済んでおります。4車線化に向けては、現況は右折レーンをとった4車線になっていますので、将来的にはこの4車線の拡幅が必要という区域でございます。それに当たりましては、市街地内の都市計画道路整備ですので、県庁周辺の土地利用とあわせて計画を確定した上で、都市計画の変更を進めていくという方針で今、臨んでおります。今回、一定の効果が出てくるところまでの区間として都市計画の変更をいたしました。引き続き4車線で計画を進めていく予定の部分でございます。

続いて区間Bの上側も、同じように都市計画が決定されておりますが、具体的に自動車交通量等を再度見直し、拡幅になると思われませんが、都市計画の変更について現在検討を進めている段階でございます。

路線の位置づけとしては、自転車歩行者道のネットワークを強化する路線として宇都宮市でも検討対象としておりますので、そのような形で計画決定が進められるように、今準備を進めているところでございます。状況的には、現在、都市計画の変更に向けた準備を進めているところでございます。

○議長 県庁前は（幅員）22mでしたか。

○幹事（栃木県都市計画課長） 20mで計画決定されております。

○議長 日光街道の北側は何mですか。

○幹事（栃木県都市計画課長） 現計画決定の幅員は20mです。

○議長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、原案どおり議決することに御意義はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 それでは、原案どおり議決いたします。

.....

○議長 続きまして、報告案件がございます。報告第1号「市町村の都市計画決定案件」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（都市計画課長補佐） 御報告いたします。資料は別とじの「第159回栃木県都市計画審議会 報告資料」を御覧いただきたいと思います。

表紙をめくっていただきますと、記載のとおり、昨年度最後の都市計画審議会の日である3月19日から昨日7月30日までの間に、県内各市町においてなされました都市計画の決定の状況を、本日、参考までに御報告させていただくものでございます。

1ページを御覧ください。こちらの表は、各市町村ごとに都市計画の案件別に決定された決定数を取りまとめた集計表でございます。「計」の欄にございますように全13件あり、都市計画の内容別に、「用途地域」に関するものが2件、「伝統的建造物群保存地区」に関するものが1件、「道路」に関するものが1件、「公共下水道」に関するものが1件、「ごみ焼却場」に関するものが1件、「火葬場」に関するものが1件、「土地区画整理事業」に関するものが1件、「その他（市町村合併等に伴い都市計画区域等が統合されたもの等々についての名称変更）」に関するものが5件、計13件の都市計画決定がなされてございます。

それぞれの計画の概要は、2ページ・3ページにまとめて記載しておりますので、中身については後ほど御覧いただければと思います。報告は以上でございます。

○議長 この件につきまして御質問がありましたらお伺いします。

.....

○議長 御質問はないようですので、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。御審議どうもありがとうございました。

○事務局 以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時38分 閉会